

Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実

- 不登校になった生徒や中途退学した生徒は、自らに自信をなくし社会から孤立しがちになるとともに、学習機会を失い将来の進路選択が困難になるなど深刻な状況に陥る場合が多いことから、不登校生徒への支援や中途退学の未然防止等に向け、学校や関係機関等とも連携し、様々な対策を講じていく必要があります。
- ヤングケアラーの生徒は、勉強する時間や睡眠を十分に取れないなどにより、学業等に影響することが懸念されます。また、ケアについて相談できる相手がいないと感じている生徒もいることから、こうした生徒を早期に発見するとともに適切にサポートしていくことが重要です。
- グローバル化の進展等に伴い、日本語指導が必要な生徒が増加傾向にあります。こうした生徒に対して入学後の学校生活に支障が生じないよう日本語指導を充実させることなどを通じ、卒業後の進路実現に向けた支援を行う必要があります。
- 発達障害のある生徒など特別な支援が必要な生徒が、都立高校においても一定数在籍しています。「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画」に基づき、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図る必要があります。
- 思春期は生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期ですが、心身の様々な変化やその対処方法に関する十分な知識がなく不安や悩みを抱え込みやすい時期でもあることから、生徒が正しい知識を身に付けるとともに不安等を相談できる体制を整備するなど、将来を見据えた健康の増進を図ることが重要です。

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

4 都立高校における特別支援教育の充実

2 ヤングケアラーに対する支援

5 ユースヘルスケアの推進

3 日本語指導が必要な生徒に対する支援

6 保護者等の教育費負担の軽減





Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

【課題・背景】

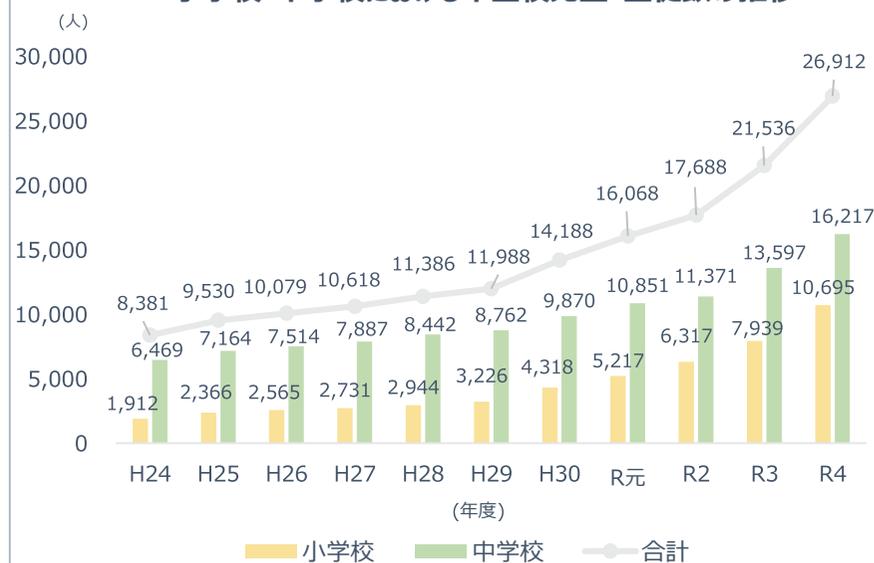
- 文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、都立高校における不登校生徒数は平成24年度の4,693人から減少してきましたが、令和3年度から増加に転じ、令和4年度は3,931人になりました。
- また、同調査において小学校・中学校における不登校児童・生徒数の合計は10年連続で増加しており、小学校・中学校段階で教育支援センターやフリースクール等による支援を経験してきた生徒が都立高校に入学してくることが想定されます。

都立高校における不登校生徒数の推移



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から作成

小学校・中学校における不登校児童・生徒数の推移



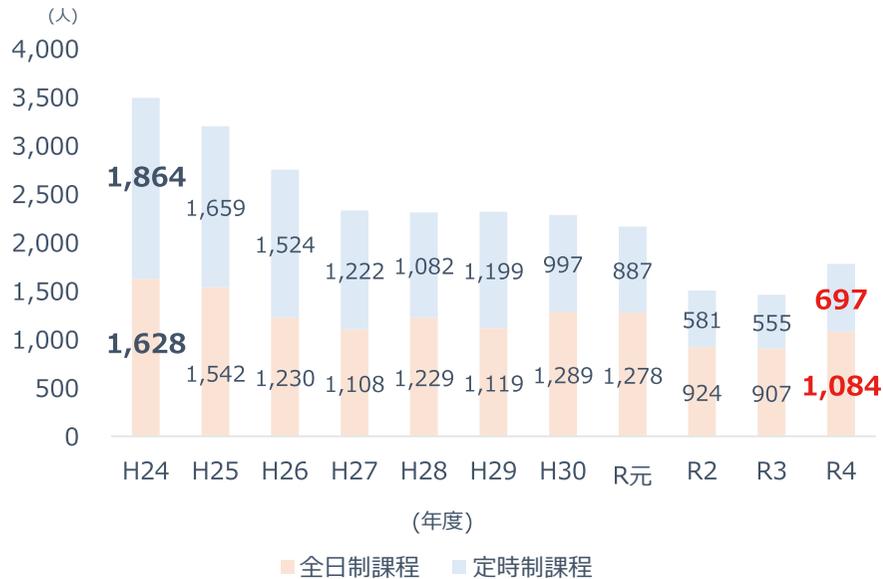
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から作成

Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

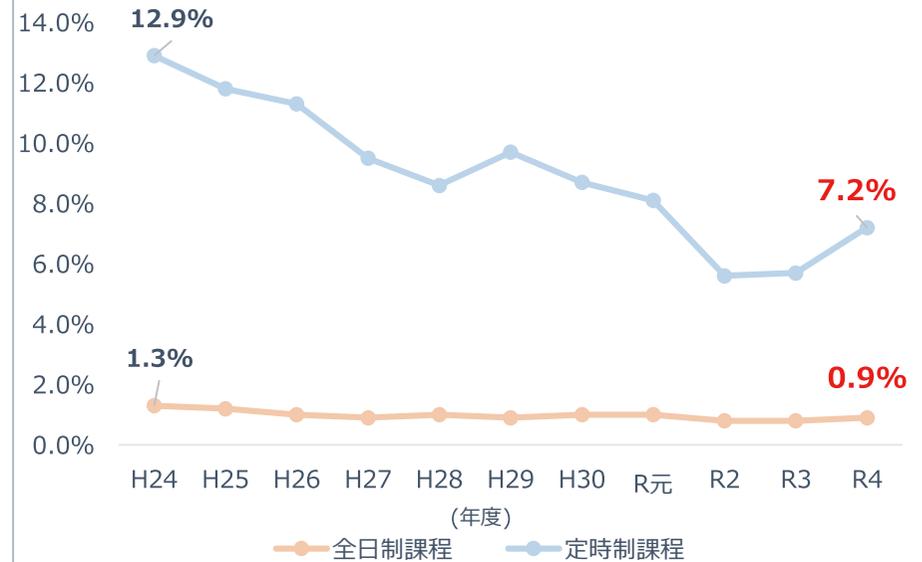
- 都立高校における中途退学者数は平成24年度から令和4年度にかけて減少傾向にあり、全日制課程では1,628人から1,084人、定時制課程では1,864人から697人に減少しています。
- 中途退学率については、全日制課程では1.3%から0.9%まで低下し、定時制課程においては12.9%から7.2%まで低下していますが、定時制課程は全日制課程と比較すると依然として高くなっています。

都立高校における中途退学者数の推移



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から作成

都立高校における中途退学率の推移



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から作成



II 生徒目線に立った支援の充実

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

取組の方向性

外部人材やデジタル等を活用し、支援を要する生徒に対するきめ細かな支援体制を充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 都立学校「自立支援チーム」派遣事業の充実【拡充】	YSW(主任)を増員し、支援困難案件への対応力の向上を図るとともに、YSWを増員することで不登校や中途退学を未然防止	YSW(主任)の増員		YSWの増員
(2) スクールカウンセラーやユースソーシャルワーカー※を活用した支援体制の充実【拡充】 ※ 以下「YSW」と表記	スクールカウンセラーやYSWの効果的な配置形態や活用方法を検討するため、スクールカウンセラーやYSWの機能強化に向けた検証事業を継続	支援体制検証事業の実施		校内別室指導対象校を対象にスクールカウンセラーの支援体制を充実
(3) 「学びのセーフティネット」事業の充実	NPO等の外部機関と連携して、生徒が安心できる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施	地区の拡充 (3地区から4地区に拡充)	継続実施	
(4) 仮想空間上の学習環境(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)の活用【拡充】	「学びのセーフティネット」事業及び校内別室指導対象校においてバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用し、登校できない子供たちへの学習の機会や居場所の提供を通じて、不登校の都立高校生や中途退学者に対して支援		実施(「学びのセーフティネット」事業)	活用対象の拡充(校内別室指導対象校を追加)
(5) 校内別室指導推進事業の実施	校内に別室を設置し、支援員が学習指導や相談を実施するとともに、教室での授業を動画で配信をするなど、別室であれば登校できる生徒等を支援		17校で実施	
(6) 「校内居場所カフェ」の設置	サードプレイス(第3の居場所)として「校内居場所カフェ」を設置し、YSWが日常の学校生活に入り込むことで生徒との関係性を構築することをはじめ、生徒に対する個に応じた支援を通じて、不登校や中途退学を防止		設置準備	チャレンジスクール(1校)に設置

Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実

1 不登校生徒・中途退学者に対する支援

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(7) 都立学校「自立支援チーム」情報共有・管理システムの構築	要支援生徒に対する支援の業務効率化に向け、要支援生徒情報の共有・管理システムを構築し、学校、支援センター、教育庁の情報共有・連携を迅速化	クラウドサービス構築・導入 (カスタマイズ・試行運用)	本格運用	
(8) 生徒のメンタルヘルスに関わるオンラインシステム	生徒の心身の変化を把握するためのシステムを開発し、早期の発見につなげることで相談体制を充実	開発	本格運用	
(9) 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム」事業の拡充	学校ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムの対象校を拡大するとともに、不登校生徒が多い高校では、コミュニケーションワークショップのプログラム等を積極的に導入	継続実施	・総合学科を対象校に追加 ・プログラムの拡充	
(10) 人間関係づくりプログラムの実施	生徒が自分の気持ちや考えを適切に伝えたり、思いやりを持って相手の気持ちを受け止めたりすることができるよう、人間関係を形成するスキルを一層高めることを目的とするプログラムの対象校を拡大	継続実施	希望する全日制課程高校を対象校に追加	
(11) 長期入院する高校生への学習支援【新規】	在籍高校で学習を継続したい長期入院中の生徒に対する学習機会を保障するため、オンラインを活用した在籍校等の授業配信等により単位を認定			試行実施



<「昔話法廷を使った裁判員体験」の様子
(「社会的・職業的自立支援教育プログラム」事業)>



II 生徒目線に立った支援の充実

2 ヤングケアラーに対する支援

【課題・背景】

- 厚生労働省の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究(令和2年度)」により、子供本人(中学生・高校生)を対象としたヤングケアラーの全国調査が初めて行われ、全日制高校2年生の4.1%が「世話をしている家族がいる」と回答しているという実態が明らかになりました。
- ヤングケアラー当事者が相談できる体制を構築していくことはもとより、生徒・教職員がヤングケアラーに対する理解を深め、ヤングケアラーを「周囲の人が『見付ける』『関係機関に『つなぐ』」ための取組を強化していくことが重要です。

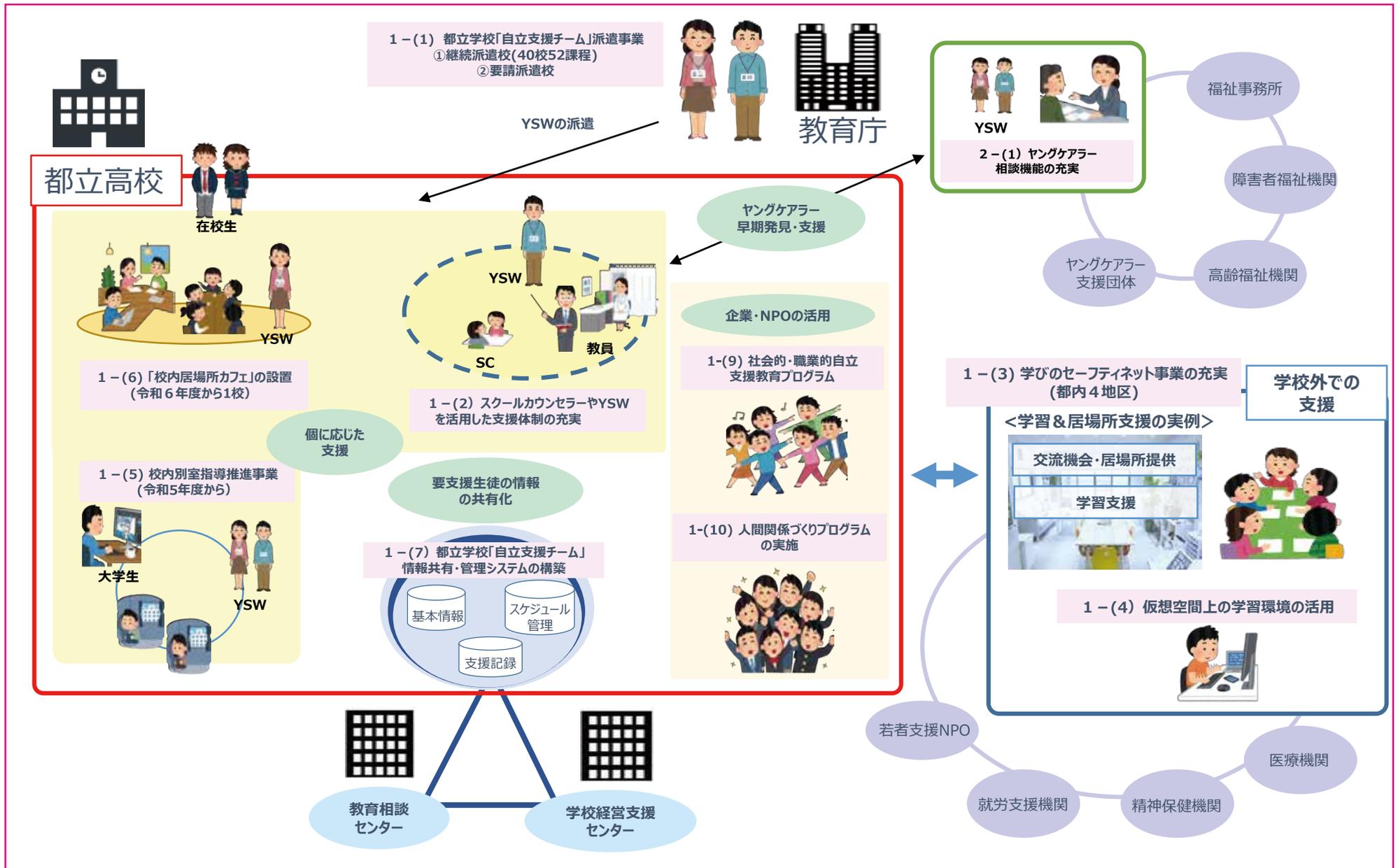
取組の方向性

外部人材や外部機関と連携してヤングケアラー当事者を早期に支援できる体制を構築

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) ヤングケアラー相談機能の充実	都立学校関係者向けに開設した「ヤングケアラー相談専用ダイヤル」について、福祉局と連携し、相談機能を充実	開設		
(2) 都立学校「自立支援チーム」派遣事業の充実(再掲) 【拡充】	YSW(主任)を増員し、支援困難案件への対応力の向上を図るとともに、YSWを増員することでヤングケアラーへの対応も充実	YSW(主任)の増員		YSWの増員
(3) スクールカウンセラーやYSWを活用した支援体制の充実(再掲) 【拡充】	ヤングケアラーが抱える困難の軽減・緩和に向けた支援を強化	支援体制検証事業の実施		校内別室指導対象校を対象にスクールカウンセラーの支援体制を充実
(4) 「学びのセーフティネット」事業の充実(再掲)	NPO等の外部機関と連携して、生徒が安心できる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施	地区、支援対象の拡充(ヤングケアラーを追加)	継続実施	
(5) 都立学校「自立支援チーム」情報共有・管理システムの構築(再掲)	本システムにヤングケアラーに関する情報を追加し、関係者間の情報共有を図ることにより、早期対応に向けた取組を促進	クラウドサービス構築・導入(カスタマイズ・試行運用)		本格運用
(6) 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム」事業の拡充(再掲)	対象校の拡大とともに、ヤングケアラーの支援に関わる団体によるプログラムを本事業に追加	継続実施		・総合学科を対象校に追加 ・プログラムの拡充 (「ヤングケアラー」に関する理解を深めるための出前授業)

II 生徒目線に立った支援の充実

1・2 不登校生徒・中途退学者・ヤングケアラーに対する支援（全体像）





II 生徒目線に立った支援の充実

3 日本語指導が必要な生徒に対する支援

【課題・背景】

- グローバル化の進展等による外国人労働者の増加の影響などにより、都立高校における日本語指導を必要とする生徒数(外国籍)は、平成24年度の325人から、令和4年度には685人と約2倍に増加しており、生徒が母語としている言語も多様化しています。
- 学校教育法施行規則の改正により、令和5年度から高校において日本語指導を必要とする生徒に対する特別の教育課程の編成が可能となり、21単位を超えない範囲で卒業の履修単位に含められるようになりました。
- 日本語指導を必要とする生徒の実態に応じて、日本語を効果的に習得できる環境を整備するとともに、円滑な学校生活を送るための支援を充実させることが必要です。

取組の
方向性

特別の教育課程を編成する学校に対し適切な指導をできるよう支援していくとともに、NPO等外部人材を活用した生徒支援を一層充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 多文化共生スクールサポートセンター事業の充実	日本語学習支援員、通訳、弁護士等専門家の紹介や在留資格の相談等を担う多文化共生スクールサポートセンターを設置し、学校生活や授業に必要な日本語を習得できるよう支援	在京枠設置校に対して実施	日本語指導を必要とする外国人生徒が在籍する全都立高校等へ対象を拡大	
(2) 「特別の教育課程」編成・実施に向けた支援	日本語指導を必要とする生徒が在籍する学校において適切に「特別の教育課程」を編成・実施できるよう支援	編成準備・支援	開始	
(3) 外国につながる生徒への指導ハンドブックの活用	都立高校等において日本語指導を必要とする生徒に関する教員向けハンドブックを作成し、活用事例等について学校間で共有	ハンドブックの作成	・日本語指導の事例収集 ・事例発表会等の実施	
(4) 日本語指導コーディネーター等の時数軽減	日本語指導に関わる外部人材とのスケジュール調整や、アセスメント、保護者、教職員との情報共有等を担う教員の授業時数を軽減		時数軽減措置の実施	
(5) ICTを活用した日本語能力判定の実施【新規】	オンラインアセスメントを導入し、客観的な統一基準により日本語指導が必要な生徒を把握することで、生徒の日本語能力に沿った支援を実施			実施
(6) 春期・土曜日本語講座の実施【新規】	教科学習につながる日本語を早期に学習開始するため、日本語能力が入門・初級レベルの新入生を対象に、春期・土曜日に日本語講座を実施			実施

II 生徒目線に立った支援の充実

4 都立高校における特別支援教育の充実

【課題・背景】

- 令和4年3月に策定された「東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第二次実施計画」に基づき、都立高校に在籍する障害のある生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図っています。
- 令和3年度の調査の結果、発達障害の可能性のある生徒の都立高校全体に占める割合は3.4%であり、全ての学校、学年、学級に発達障害のある生徒が在籍しているという認識の下、多くの指導経験などを有する都立特別支援学校が地区ごとに高校を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク(都立版エリアネットワーク)」を新たに整備しました。
- 今後は、通級による指導や在籍学級での支援なども充実させながら、生徒の困難の軽減を図り、卒業後の自立に向けた支援を進めることが必要です。
- なお、インクルーシブシティ東京を実現するため、障害のある方や高齢者等との関わり、当事者の生活や思いについて実際に触れる機会を通じて、お互いを尊重し、共に学び合うことの必要性を理解し、インクルーシブ社会の担い手を育成することも不可欠です。

取組の 方向性

デジタル機器等の環境整備や都立版エリアネットワークによる高校への支援を推進するとともに、都立高校に在籍する困難を抱える生徒の卒業後の自立支援に向けた取組を一層充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 障害のある生徒に対する学習環境の充実	車椅子生徒用机、学習用デジタル機器等の整備や介助職員の配置を行うなど、生徒や保護者からの申出に基づき、適切な支援を実施	継続実施		
(2) 発達障害教育の充実	学校内で行う通級による指導や学校外で行うコミュニケーションアシスト講座により、発達障害のある生徒の困難の軽減を図るとともに、都立版エリアネットワークにより都立高校の発達障害教育を総合的にサポート	継続実施		
(3) 特別な支援を必要とする生徒への就労支援	就労を目指す発達障害等による困難のある生徒に、生徒の特性や適性に応じて、具体的な就労スキルを身に付けさせ、企業とのマッチングを行うなど民間企業やNPO等と連携した取組を実施	実施調整	段階的に実施	
(4) 「インクルーシブ体験」プログラムの実施【新規】	インクルーシブ社会の担い手を育成するため、障害のある方や高齢者等を招いての講演や、NPO等の様々な団体と連携した体験プログラムを実施			実施



Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実

5 ユースヘルスケアの推進

【課題・背景】

- 都立高校生等が抱える思春期特有の健康上の悩みは多様であり、月経に関することや摂食障害に関する相談など、医療的な専門知識に基づいた対応を必要とするものも存在しています。
- 都立高校生が生涯の健康について相談できる環境を整備するとともに、ライフプランと健康との関わりについて知識を身に付ける機会を提供することが必要です。

取組の方向性

正しい知識の習得や不安・悩みに関する相談体制や学習機会を確保するための環境を整備し、将来を見据えた健康増進の取組と学習継続のための支援を充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 生涯の健康に関する理解促進	産婦人科医と連携したライフプランと健康との関わりに関する授業の公開を実施	産婦人科医と連携したライフプランと健康との関わりに関する授業の公開 6校		
(2) 生涯の健康に関する相談体制の整備	産婦人科医を学校医として任用し、ヘルスケアに関する専門的な相談に対応可能な体制を整備	ヘルスケアの専門相談を実施 8校	実施校を13校に拡大	実施校を14校に拡大
	実施校とは別にオンラインにより、産婦人科医にヘルスケアに関する専門的な相談を行える体制を整備【新規】			2校でオンラインによる相談を実施
	交通の利便性や地理的な要因により、対面での相談が難しい多摩・島しょ地域の学校において、オンラインで産婦人科医にヘルスケアに関する専門的な相談ができる体制を整備【新規】			多摩・島しょ地域の24校でオンラインによる相談を実施



<ライフプランと健康との関わりに関する授業>



II 生徒目線に立った支援の充実

6 保護者等の教育費負担の軽減

【課題・背景】

- 平成25年11月、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」の成立に基づき、都立高校においても平成26年度から「高等学校等就学支援金制度」を導入し、受給要件を満たす世帯の授業料が無償化されました。
- また、都教育委員会では同じく平成26年度から「奨学のための給付金」も開始し、生活保護受給世帯等を対象に、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するなど、保護者の費用負担の軽減を図ってきました。
- 平成29年度からは「給付型奨学金」を開始し、受給要件を満たす世帯に対し、家庭の経済状況にかかわらず、資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿等、生徒の意思により参加する教育活動に要する経費の支援を行っています。
- 今後も、厳しい経済状況におかれている世帯の生徒の多様な教育ニーズに対応し、生徒が主体的に教育活動へ参加できるよう、保護者負担軽減に向けた更なる取組が必要です。

取組の方向性

給付型奨学金の対象経費拡大や授業料の実質無償化、給食費の負担軽減等を実施していくことで、保護者等の教育費負担の軽減を図る取組を一層充実

取組	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 給付型奨学金の充実【拡充】	家庭の経済状況にかかわらず誰もが希望する教育活動を受ける機会を確保するため、更なる対象経費の拡充等を検討	修学旅行費と校外学習費を対象に追加 制度周知の徹底	補助教材経費を対象に追加	修学旅行費に対する補助額を引上げ
(2) 「一人1台端末」の負担軽減(再掲)	端末購入に係る保護者支援策として、給付型奨学金対象世帯へ保護者負担額(30,000円)を支援	支援開始		
(3) 都立高校等の授業料実質無償化【新規】	親の所得に関わらず、子供たちが将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現するため、所得制限を撤廃し、授業料を実質無償化			実施
(4) 都立学校給食費負担軽減事業の実施【新規】	都立高校定時制(夜間)課程の生徒等が負担する学校給食費について都が負担			都立高校定時制(夜間)課程実施